

南砺市告示第 89 号

なんとで同窓会応援プロジェクト補助金交付要綱を次のように定める。

平成 30 年 3 月 30 日

南砺市長 田 中 幹 夫

なんとで同窓会応援プロジェクト補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、南砺市補助金等交付規則（平成 16 年南砺市規則第 36 号）第 20 条の規定に基づき、なんとで同窓会応援プロジェクト補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に定める学校及び専修学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に定める保育所及び幼保連携型認定こども園その他これらに準ずる教育機関又は福祉施設をいう。
- (2) 同窓会 同一又は複数の学校の卒業生等により開催される親睦会又はこれに準ずると市長が認める催しをいう。
- (3) 宿泊施設 ホテル、旅館、民宿その他宿泊料を受けて人を宿泊させる施設をいう。
- (4) 主催者 市内で同窓会を開催するものをいう。

(補助金の交付)

第 3 条 市長は、市内での同窓会の開催を誘致及び支援することにより、市内の宿泊施設の利用促進を図り、もって交流人口の増加に資するため、主催者に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(交付の要件)

第 4 条 補助金の交付の対象となる同窓会は、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 市内で開催され、参加者の4人以上が市内の宿泊施設に宿泊すること。
- (2) この要綱に基づく補助金以外に市から補助金、負担金等の金銭的な補助を受けていないこと。
- (3) 政治活動、宗教活動又は営利を目的としないこと。
- (4) 参加者に南砺市暴力団排除条例（平成24年南砺市条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団員等がないこと。
- (5) 公序良俗に反するものでないこと。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、宿泊者数に1,500円を乗じて得た額とする。ただし、15万円を限度とする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする主催者（以下「申請者」という。）は、同窓会を開催する日前7日までに、なんとで同窓会応援プロジェクト補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付回数）

第7条 同一の同窓会への補助金の交付は、同一年度内において1回限りとする。

（交付の決定）

第8条 市長は、第6条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、なんとで同窓会応援プロジェクト補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 前条の通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、同窓会が完了したときは、なんとで同窓会応援プロジェクト補助金実績報告書（様式第3号）に参加者の宿泊を証明する書類（領収書の写し等宿泊人数が確認できるもの）を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の請求）

第10条 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、なんとで同窓会応援プロジェクト補助金請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第11条 市長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたものがあるときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に交付決定した主催者に対するこの告示の規定の適用については、なお従前の例による。